

| | |
|---------|-----------------------------|
| 氏名(本籍) | 徐 有 珍 |
| 学位の種類 | 博 士 (図 書 館 情 報 学) |
| 学位記番号 | 博 甲 第 7492 号 |
| 学位授与年月日 | 平 成 27 年 3 月 25 日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 審査研究科 | 図 書 館 情 報 メ デ ィ ア 研 究 科 |
| 学位論文題目 | 日本の地方公共団体における行政刊行物の管理に関する研究 |

| | | | | |
|----|----------|----|------------|------|
| 主査 | 筑波大学 | 教授 | 博士(史学) | 白井哲哉 |
| 副査 | 筑波大学 | 教授 | 博士(文学) | 綿抜豊昭 |
| 副査 | 筑波大学 | 教授 | 博士(教育学) | 吉田右子 |
| 副査 | 筑波大学 | 教授 | 博士(比較社会文化) | 後藤嘉宏 |
| 副査 | 国文学研究資料館 | 教授 | 博士(文学) | 渡辺浩一 |

論 文 の 要 旨 (2,000 字程度)

本論文は、日本の地方公共団体が発行する行政刊行物を研究対象とする。図書館情報学では地方行政資料と呼ばれ、公共図書館における地域資料の中心的存在である。一方アーカイブズ学では、公文書管理法の規定に基づく行政文書の一種に位置づけられる。しかしながら、どちらの学術分野においてもその具体相が十分に論じられてきたとは言い難く、研究上の大きな課題となっていた。本論文は、日本の地方公共団体における行政刊行物の管理の実態と課題を解明することで、今後の管理体制構築へ向けたモデルを提示するとともに、行政刊行物の管理において公共図書館の果たす役割について考察したものである。

第1章「序論」では、まず行政刊行物の概念規定を行う。アーカイブズ学の観点からは、公文書管理法が一般頒布される行政刊行物に言及するものの、行政文書全体における行政刊行物の位置づけが曖昧であると指摘する。次に図書館情報学の観点からは、図書館法で収集対象として明示的に言及されているにもかかわらず、行政刊行物が業務対象資料として必ずしも十分に検討されてこなかったと指摘する。そして、(1) 地方公共団体はどのような行政刊行物の管理システムを整備し、その下で行政資料室、図書館、公文書館などの諸管理機関はどのように位置づけられているか、(2) 地方公共団体の行政刊行物の管理システム下で、公立図書館はどのように行政刊行物を管理し、どのような意義と役割を果たしているか、の2点を本論文の研究課題に掲げている。

第2章「地方公共団体における行政刊行物の取扱に関する規則等の状況と課題」では、都道府県および市町村が制定する行政刊行物の取扱に関する規則等とその内容について調査分析を行い、その現状と問題点を論じる。調査対象は47都道府県および東京都・茨城県・三重県内の全市区町村の例規集であり、17都道府県と東京都の24市区、茨城県の2市で行政刊行物の管理について定め

た規則等を確認した。そして、各地方公共団体は行政刊行物を一ヶ所へ網羅的に収集するシステムを採用していたこと、しかし適用対象が知事部局に限定されること、各規則等はそれらの円滑な送付と効率的な管理を目的としており保存や活用への視点に乏しいこと、を解明している。

第3章「地方公共団体における行政刊行物の管理体制」では、制度分析で把握できない行政刊行物の管理実態を解明するため、三重県を研究対象として行政刊行物の管理状況を検討する。三重県では、公文書館機能を有する三重県総合博物館の開館を契機に行政刊行物管理システムを再整備し、従来は行政資料室のみに送付されていた県の行政刊行物の図書館や総合博物館への送付が制度化されたこと、三重県総合博物館が行政刊行物の最終保存機関として位置づけられたこと、発行部数の少ない行政刊行物は情報公開室で5年保管された後、三重県総合博物館に移管されるよう協議されたことを指摘している。そして、三重県における試みを行政刊行物の保存管理システムの先進例として評価する。

第4章「公立図書館における行政刊行物の管理状況」では、東京都多摩地域の都立図書館および市町村立図書館を研究対象として行政刊行物の管理状況を検討する。多摩地域の市町村立図書館において行政刊行物は基本的にすべて永久保存される。しかし専任職員の有無、開架スペースや提供カウンター、保存書庫の面積等では図書館間の大きな差異があることを指摘する。また都立図書館では、多摩地域の行政刊行物を網羅的に収集し、協力貸出や書誌類の作成等で市町村立図書館への業務支援を行っていることを明らかにしている。

第5章「日野市立市政図書室における行政刊行物の管理および提供」では、地方行政資料サービスを積極的に展開する日野市立市政図書室の活動実践を研究対象として、公立図書館における地方行政資料サービスの歴史的展開に関する実証研究と、そこにおける管理の実態解明を行っている。本章において、日野市立市政図書室では専任図書館員の存在と地域資料の重要性に対する職員間の共通理解を基盤に活動実践が展開されたこと、市政図書室が市の公文書管理にも関与してそれらの保存システム構築を試みたことが解明される。そしてこれらの点から、公立図書館が行政刊行物の最終保存機関としての機能を果たしうることを論じている。

第6章「結論」では、地方公共団体における行政刊行物の管理システムにおける理論的な枠組みとして、アーカイブズ学における「文書のライフ・サイクル」理論に基づく「行政刊行物のライフ・サイクル」を仮説的に提示する。「文書のライフ・サイクル」理論では、文書の作成から施行までを現用段階、保管を半現用段階、評価選別と保存を非現用段階と位置づける。この点、本論文は行政刊行物における送付・配布・頒布を半現用段階と位置づける。また非現用段階においては評価選別の有無による二つのパターンがあると論じた。この「行政刊行物のライフ・サイクル」を踏まえ、三重県と日野市の事例の再検討を通じて、本章では日本の地方公共団体における行政刊行物の管理システムモデルを提示するとともに、地方公共団体の内部に行政刊行物の最終保存機関が指定される必要性、ならびに最終保存機関は保存機能と提供機能の双方を有する必要性を指摘する。さらにこのモデルにおける公共図書館の可能性を論じ、最終保存機関としての公立図書館の意義を指摘している。

審 査 の 要 旨 (2,000 字以上)

【批評】

本論文が研究対象とした日本の地方公共団体における行政刊行物は、本論文が指摘するとおり、図書館情報学において重要な地域資料と位置づけられながら、必ずしも研究的関心を集めてこなかったという現状がある。その一方、長らく公文書と歴史資料（古文書）を主たる研究対象としてきた日本のアーカイブズ学においては、2011年の公文書管理法施行によって行政刊行物を研究対象とする視座が据えられたにもかかわらず、今日までほとんど議論されてこなかった現状がある。本論文は、これら二つの学術分野における研究上の空隙をつき、特にその管理面に焦点を当てた研究として重要な意義を有する。研究上の観点は、図書館情報学における地方行政資料サービス論と、アーカイブズ学における「文書のライフ・サイクル」理論の双方に置かれた。本論文におけるこの着眼点は新規性が高く、貴重な研究成果であることをまず指摘しておく。

第1章では、日本の地方公共団体における行政刊行物について、上記の双方からの観点から位置づけた。ここで、現行の納本制度でこれらの行政刊行物が必ずしも作成主体である地方公共団体で管理されない現状と、公文書管理法の上でもそれらの管理が必ずしも明瞭に規定されない現状を同時に指摘したことは、これらの点を取り上げてこなかった先行研究への正当な批判を含んでおり重要である。そして、アーカイブズ学における行政文書の一種として行政刊行物を理解する一方、その理解を踏まえた上で、地方公共団体の現場において実際に行政刊行物を保存管理および閲覧提供している公立図書館の機能の再評価を掲げた。もっとも、本論文が研究対象とした行政刊行物の実例がより具体的に示されていれば、公文書管理法における行政文書の全体でそれらがどのような位置を占めるのか、より明確になったと思われる。

第2章では、日本の地方公共団体における行政刊行物の取り扱いの実態が全く未解明だった研究上の現状を打破すべく、規則等の有無およびそれらの内容の分析からその実態へアプローチを試みた。ここではインターネット上に掲載された例規集の詳細な調査分析を通じて、行政刊行物に関する規定の有無の全体状況を提示するとともに、特に内容を送付、整理、廃棄・保存の三つのカテゴリーに区分してその詳細な傾向を分析した。本章の成果として、多くの規則等が専ら送付規定で構成されて保存管理に関する規定を持たないこと、送付先の多くが行政資料室であり図書館等の「諸管理機関」へ送付する旨の規定が少ないことを解明した点が挙げられる。これらの成果は、いままで全く先行研究が存在しない内容であり、今後この問題に関する最も重要な先行研究になると評価できる。

第3章では、第2章における数量的な調査分析の成果を深化させる意図で、地方公共団体の内部における行政刊行物の管理システムの実態分析を試みた。分析対象である三重県は、2014年4月に公文書館機能を付与された三重県総合博物館が開館し、それを契機に行政刊行物管理システムを再整備した。本章の成果として、三重県が情報公開室を最も優先度の高い送付先に位置づけるとともに、三重県総合博物館を行政刊行物の最終保存機関として位置づけたこと、その他の送付先である県立図書館と議会図書室は公開可能な行政刊行物の管理機関と認められること、規則上は明記されないが部数の少ない行政刊行物は最終的に三重県総合博物館へ移管される申し合わせが行われていることを解明した点が挙げられる。ここでは、行政刊行物の管理に関していま最も重要視すべき事例の分析成果が示された。もっとも、三重県がこのように行政刊行物の管理へ熱心に取り組む背景について必ずしも明確にされていない部分もあり、その点は今後の課題となっている。

第4章では、第2章および第3章の成果を踏まえ、公立図書館における当該自治体の行政刊行物に関する管理実態について実態解明を試みた。分析対象である東京都多摩地域は、公立図書館における地域資料サービスが活発に展開されていることで全国的に知られる。本章の成果として、行政刊行物をめぐる都立図書館と市町村立図書館の具体的な活動と両者の役割分担に関する実態解明が挙げられる。特にそれらの管理面における現状と課題を指摘する点は重要であると評価できる。

第5章では、第4章における数量的な調査分析の成果を深化させる意図で、東京都多摩地域において地方行政資料サービスを最も活発に展開している日野市立市政図書室の活動実践について歴史的な分析を試みた。日野市立市政図書室の地方行政資料サービスをめぐってはすでに多くの先行研究があるが、それらは提供機能をめぐる成果であり、収集および保存機能についてはほとんど見られないので、本章の分析は新規性が高い。本章の成果として、日野市立市政図書室における活動実践の背景に専任図書館員の存在による庁内各課への継続的なアプローチがあったこと、市政図書室は行政刊行物のみならず日野市の行政文書の保存管理にも関与して非現用文書の収集システムの構築を手がけていたこと、結果として市政図書室は行政刊行物の最終保存機関としての機能を果たしてきたことを解明した点が挙げられる。特に非現用行政文書への取り組みを明らかにした点は、アーカイブズ学上において重要な事実にもかかわらず全く知られていなかった点であり、その実態を明らかにしたことは極めて意義深いと評価できる。

第6章では、本論文のこれまでの研究成果を踏まえて「行政刊行物のライフ・サイクル」を仮説的に提示し、その上で日本の地方公共団体における行政刊行物の管理システムモデルを提示した。行政刊行物は、複本が存在することと第三者の利用を前提に作成される点で通常の行政文書（起案書・原義書）等とは性格を異にするものである。アーカイブズ学における「文書のライフ・サイクル」理論に行政刊行物を位置づけようとした本章の成果は極めて重要であり、今後の議論を喚起するものとして高く評価できる。さらに本章では、行政刊行物の管理システムモデルに基づいて公立図書館の果たすべき役割を展望する。ここで注目すべきは、日本における現状に鑑みて、最終保存機関として公文書館を想定しつつも公立図書館の活動の可能性を論じる点である。これも今後の研究を喚起する問題提起として高く評価できる。

今後の課題として、本研究が明らかにした全体的な状況や傾向を踏まえより具体的な個別事例による分析が求められること、行政刊行物のデジタル化が今後本格化することを見据え、この動向への展望を示すことが挙げられる。しかしこれらは正に今後の課題で、本論文の評価に影響するものではない。

以上を総括すると、本論文は従来研究の蓄積が少なかった日本の地方公共団体における行政刊行物の管理に対し、図書館情報学とアーカイブズ学からの二つの学術分野からアプローチを試みた。そして、新たな理論的仮説を提示するとともに、今後の行政刊行物管理システムモデルを具体的に提言し、さらにそこにおける公立図書館の役割を展望した。これらの知見は極めて新規性が高く、その結論も妥当である。全体として今後の関連研究に資するところ大であり、博士学位論文としての水準に十分達していると判断できる。

【最終試験結果】

平成 27 年 2 月 4 日、図書館情報メディア研究科学位論文審査委員会において審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。引き続き、「図書館情報メディア研究科博士後期課程（課程博士）の学位論文審査に関する内規」第 23 条第 3 号に基づく最終試験を行い、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

【結論】

よって、本学位論文の著者は博士（図書館情報学）の学位を受けるに十分な資格を有すると認められる。